

静岡市建設工事及び建設業関連業務委託の競争入札における設計図書等有償配布に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、静岡市が発注する（委任を受けて入札手続を行う場合を含む。）建設工事及び建設業関連業務委託（以下「建設工事等」という。）の競争入札に際し、設計書、図面及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）を有償で配布すること（以下「有償配布」という。）について、その事務取扱いに関し必要な事項を定める。

(実施の目的)

第2条 有償配布は、静岡市に代わって民間業者が設計図書等の配布を実施することにより、事務の簡素化及び競争入札に参加を希望する者への利便性の向上を図り、もって円滑な発注業務の実現に資することを目的とする。

(有償配布の実施)

第3条 市長は、建設工事等の競争入札を実施するに当たり、適当であると認めて指定したもの（以下「対象建設工事等」という。）について、有償配布を実施するものとする。

(有償配布の対象)

第4条 有償配布は、対象建設工事等の競争入札参加資格がある者又は競争入札参加資格があると見込まれる者のうち、当該入札への参加を希望するもの（以下「入札参加希望者」という。）を対象として行う。

(有償配布の方法)

第5条 有償配布は、静岡市が指定する販売店（以下「販売店」という。）に設計図書等を提供し、当該販売店において複写又は複製をして販売する方法により行うものとし、購入代金は、入札参加希望者の負担とする。

2 前項の販売代金は、静岡市と販売店との協議の上、その都度決定する。

3 有償配布の期間は、対象建設工事等の発注の日又は公告の日から入札日又は入札書到達期限の前日（販売店の休業日に当たる場合は、その前日。）の正午までとする。

4 入札参加希望者は、設計図書等の購入に際しては、設計図書購入申込書（様式第1号）に入札番号、工事名又は業務名、入札参加希望者の名称等の必要事項を記入の上、販売店にファクシミリ等の方法により申し込むものとする。

5 設計図書等の引渡し、購入代金の支払方法は、販売店と当該設計図書等の購入者との間において定めるものとする。

6 販売店は、設計図書等を販売したときは、設計図書購入確認票（様式第1号）を当該設計

図書等の購入者に交付するものとし、購入した者は、当該対象建設工事の競争入札が終了するまでこれを保管するものとする。

7 設計図書等を購入した者は、発注者から設計図書購入確認票の写しの提出を求められたときは、速やかに提出するものとする。

8 販売店は、有償配布の期間終了後速やかに設計図書購入者一覧表（様式第2号）を作成し、財政局財政部契約課にファクシミリ等の方法により提出するものとする。

9 設計図書等の購入費用は、当該入札が中止された場合であっても、返還しないものとする。  
（販売店の指定）

第6条 販売店は、静岡市の「青写真焼付け、複写」単価契約業者のうち設計図書等の販売を希望し、静岡市との間において設計図書等の有償配布に関する協定書（様式第3号）を締結した者を指定する。

2 販売店は、設計図書等の販売に際し知り得た情報をみだりに他へ漏らしてはならない。  
（雑則）

第7条 この要領に定めるもののほか、設計図書等の有償配布について必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。